

## ロードレスキュー

## 事故受付センター

0120-416-652

スマートフォン・携帯電話からもご利用になれます

24時間・365日対応

事故・故障等にあわれてロードレスキューをご利用の際は、事前に上記専用ダイヤルへご連絡、または専用サイトからお申し込みください。事前のご連絡、または専用サイトからのお申し込みがなくレッカー業者や修理業者などの各種業者を手配された場合、ロードレスキューによる付帯サービスはご提供できません。

## 対象となるご契約

ロードレスキューは、レッカー等諸費用特約をセットされたご契約のお車のみ対象となります。

(注1)「レッカー等諸費用特約」は車両保険に自動セットされ、車両保険がセットされていない場合はご希望によりセットできます。

(注2)「他車運転特約」等によって補償の対象となる他のお車等は対象となりません。

## ロードレスキューの内容

ロードレスキューは、レッカー等諸費用特約による補償と、付帯サービスから構成されています。ご契約のお車が事故・故障等で自力走行不能(※1)となった場合、次の対応を行います。

## 付帯サービスとしての対応

## レッカー・搬送業者などの手配

ご契約のお車を搬送するレッカー・搬送業者や落輪したご契約のお車をクレーンなどで引き上げる業者を手配します。

## 現場応急対応

次の応急修理・軽作業を行う業者を手配し、要した費用を負担します。

- バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)(※2)
- タイヤパンク時のスペアタイヤ交換(スペアタイヤがご契約のお車に装備されている場合に限ります。)
- 鍵閉じ込み時のドアの開錠(開錠が可能な一般シリンダーキーに限ります。また、トランクの開錠は対象なりません。)
- 燃料切れ時の燃料配達(ガソリンまたは軽油を最大10リットル限度)(※2)
- オイル・冷却水不足時の補充(3千円分限度)
- 上記以外で、現場での応急作業が可能な場合における作業時間30分以内の応急修理・軽作業

## JAF会員用特典

お客様がJAFの会員で「レッカー・搬送」「現場応急対応」をJAFにお取り次ぎする場合、ロードレスキューの範囲を次のとおりとします。

- 現場応急対応時に、JAF会員無料範囲を超過した場合、その超過作業料金を5千円まで負担します。(部品代等は除きます。)
- バッテリー上がり時のジャンピング作業を、利用回数制限を適用せずに提供します。
- 燃料切れ時の燃料配達を、保険期間中2回(保険期間が1年超の場合は1保険年度につき2回)まで提供します。
- JAF無料範囲を超過した場合の費用の、現場での精算を不要とします。発生した費用のうち、「レッカー等諸費用特約」および「付帯サービス」の対応範囲を超過した部分に対しては、後日お客様に請求します。

## 修理後車両運搬業者の手配

「レッカー・搬送業者などの手配」を利用してご契約のお車を修理工場へ搬送し、修理完了後にご契約のお車を引き取る場合、運搬業者を手配します。

## 臨時帰宅手段・宿泊施設のご案内

ロードレスキューのレッカー・搬送により臨時の帰宅・移動手段や宿泊施設が必要となった場合、お客様のご要望に応じて代替交通機関や宿泊施設をご案内します。(※3)

## レッカー等諸費用特約による補償

ご契約のお車が自動車事故、故障、落輪または電欠等により自力走行不能(※1)となった場合に、被保険者が実際に負担した次の費用について、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、落輪により自力走行不能(※1)となった場合は、ご契約のお車をクレーンなどで引き上げる費用に限ります。(※4)

## ①車両搬送費用

- ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場などへ搬送するための費用
- 落輪したご契約のお車をクレーンなどで引き上げる費用  
(1回の事故・故障につき30万円(※5)を限度)

## ②車両運搬・引取費用

ご契約のお車が自力走行不能(※1)となった地から修理工場等へ搬送(※6)され、修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など(1回の事故・故障につき30万円(※5)を限度)

## ③臨時宿泊費用

ご契約のお車が自力走行不能(※1)となった地から修理工場等へ搬送(※6)されたため、被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテルなどの宿泊施設を利用するためには必要な1泊分の客室料(1回の事故・故障につき、被保険者1名あたり1万円を限度)

## ④臨時帰宅・移動費用

ご契約のお車が自力走行不能(※1)となった地から修理工場等へ搬送(※6)されたために、被保険者が損害発生の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかへ移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を利用した場合に必要な費用(1回の事故・故障につき、被保険者1名あたり2万円を限度)

(注)ハイヤー・グリーン車等の利用により通常の交通費を超過した場合のその超過額、謝礼、およびタクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代(電気自動車の場合の電気代を含みます)・有料道路料金は除きます。

(※1)自力走行不能とは、ご契約のお車が自力で走行できない状態、または法令等により走行が禁じられる状態をいいます。

(※2)保険年度内に1回限りのご利用とします。

(※3)ご契約のお車の用途車種がバス(自家用・営業用)の場合は対象となりません。

(※4)「レッカー等諸費用特約」による保険金のみをお支払いする場合、ノンフリート等級別料率制度における事故件数には数えません。なお、フリート契約においては、割増引率の決定に「レッカー等諸費用特約」の保険金および保険料を算入します。

(※5)ご契約のお車の用途車種が次のいずれかに該当する場合、限度額が50万円になります。

- 自家用普通貨物車(最大積載量2トン超) ●営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)
- 自家用バスまたは営業用バス ●砂利類運送用普通貨物車または普通型ダンプカー(最大積載量2トン超)
- 特種用途自動車(キャビンピング車以外) ●A種工作車またはB種工作車

(※6)法令等により走行が禁じられると弊社が認めた状態で、修理工場等へ自力で走行した場合を含みます。

## ロードレスキューのご利用にあたって

事故・故障等にあわせてロードレスキューをご利用の際は、**(専用ダイヤル) 0120-416-652** へご連絡、または専用サイトからお申し込みください。

- 事前にご連絡、または専用サイトからのお申し込みがない場合、ロードレスキューによる付帯サービスを提供できません。
- 「レッカー等諸費用特約」は、ご契約の普通保険約款および特約の規定に従います。
- 酒気を帯びて運転していた場合等で「レッカー等諸費用特約」による保険金をお支払いできない場合、またはお客さまが保険(特約)の利用を希望されない場合、要した費用はお客さまの負担となります。
- ロードレスキューのご利用時に保険料のお支払いが確認できない場合、作業に要した費用はお客さまの負担となることがあります。
- ロードレスキューは、日本国内でのみ適用されます。ただし、離島等一部の地域では付帯サービスが提供できない場合があります。

## 付帯サービスについて

### レッカー・搬送

- 「レッカー等諸費用特約」による保険金が支払われない場合でも、次の場合は現場応急対応の一環として対応します。
  - タイヤの単独損害による走行不能で、スペアタイヤに交換できない場合
  - 空気圧不足等で、搭載されているスペアタイヤが使用できない場合
- 鍵の閉じ込みや紛失に起因してお車を搬送する場合、その費用はお客さまの負担となります。

### 現場応急対応

- バッテリー上がり時の対応および燃料切れ時の燃料配達は、保険年度内に1回までの提供とし、2回目以降は有料で対応します。
- 次の費用はお客さまの負担となります。
  - バッテリーの充電費用
  - パンクの修理費用
  - 鍵の作成費用
  - 部品代・消耗品代
  - 交換したバッテリーやタイヤの費用
  - 30分を超える作業にかかる追加費用
  - タイヤチェーン着脱や除雪にかかる費用

### !**ロードレスキューを提供できない場合**

次に掲げる事由によって、ご契約のお車が自力走行不能となった場合には、ロードレスキューは提供できません。

- ① 雪道、凍結道路でタイヤがスリップする状態(スタッドレスタイヤまたはチェーンを装着している場合を除きます。)や、ぬかるみ、砂地等で走行が困難な場合。なお、スタッドレスタイヤやチェーンを装着していても、トラブル場所が駐車場(通路も含みます。)の場合は本レスキューを提供できません。
- ② お客さまの故意、または重大な過失
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震・噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
- ⑧ 国または公共団体の公権力の行使
- ⑨ 詐欺または横領
- ⑩ ご契約のお車を競技もしくは曲技(競技・曲技の練習を含みます。)のために使用している場合、または、これらを行うことを目的とする場所においてご契約のお車を使用している場合
- ⑪ お客さまが、法令で定められた運転資格を持たない状態でご契約のお車を運転している場合、麻薬等の影響により正常な運転ができない恐がある状態でご契約のお車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合

● このチラシはロードレスキューの概要をご説明したものです。詳しくは、自動車保険証券に同封される「ロードレスキューのご案内」をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。● 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。● ロードレスキューの内容は、予告なく終了、中止、または変更することがあります。● 専用ダイヤルにご連絡いただいた際、聞き間違いなどによりお客さまにご迷惑をお掛けしないよう通話を記録し、保存しております。● ロードレスキューは、弊社提携会社により提供します。弊社提携会社では、ご契約内容や事故処理に関するお問い合わせにはお答えできません。

### 修理後車両運搬

- 修理が完了したお車の運搬・引取費用は、「レッカー等諸費用特約」による保険金としてお支払いします。「レッカー等諸費用特約」による保険金がお支払いできない場合、または保険(特約)の利用を希望されない場合、その費用はお客さまの負担となります。

### 臨時帰宅手段・宿泊施設のご案内

- 帰宅や移動、宿泊に要した費用は、お客さまにお支払いただいた後「レッカー等諸費用特約」の保険金として弊社サービスセンターへ請求していただけます。「レッカー等諸費用特約」による保険金がお支払いできない場合、または保険(特約)の利用を希望されない場合、その費用はお客さまの負担となります。

### JAF会員用特典

- 事前に弊社専用ダイヤル(0120-416-652)へご連絡、または専用サイトからお申し込みいただき、かつJAFサービスカーが現場で対応した場合に限ります。

### !**付帯サービスを提供できない場合**

次に掲げる事由に該当する場合、ロードレスキューにおける付帯サービスは提供できません。ただし、「レッカー等諸費用特約」の規定に従い、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。

- ① お客さまが、事前に所定の専用ダイヤルまたは専用サイトへ利用申込を行っていない場合
- ② 付帯サービス提供時に、立会いができない場合
- ③ ご契約のお車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合
- ④ お客さまが、通行禁止道路、季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、未除雪道路、海浜、河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所でご契約のお車を使用している場合、または付帯サービスの提供が不適切と判断される場所においてご契約のお車を使用している場合
- ⑤ 故意によりメーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えてご契約のお車を使用した場合
- ⑥ 航空機または船舶によりご契約のお車を輸送中の場合
- ⑦ ご契約のお車が有効な自動車検査証の交付を受けていない場合、および廃車を目的とした搬送の場合
- ⑧ 地域、時季、気象状況等により付帯サービスの提供、実施が困難と判断した場合や、付帯サービスの実施が技術的に困難と判断した場合
- ⑨ 付帯サービスの提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承認が得られない場合

お問い合わせ・お申し込みは

## AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>